

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 3791-8474 (午前9時～午後7時まで)

担当 目黒区立東山在宅介護支援センター

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2 目黒区立東山在宅介護支援センターの概要

### (1) 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業者名	目黒区 代表者 目黒区長 青木 英二
介護保険事業所番号	居宅介護支援 (東京都 1371000702 号)
事業所名	目黒区立東山在宅介護支援センター
事業所の所在地	目黒区東山3-24-6 (ひがしやまホーム内)
サービス提供地域	目黒区内全域

### (2) 事業所の職員体制

3 人

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名 (1)		事業及び従業員の管理	1名 (1)
介護支援専門員	ソーシャルワーカー	3名 (1)		居宅介護支援の提供	3名 (1)
介護支援専門員	看護師	1名		居宅介護支援の提供	1名

( ) 内は男性再掲

### (3) 営業日及び営業時間

火曜日～日曜日	午前9時～午後7時
---------	-----------

※ 休業日…月曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで

※ 緊急連絡先…3791-8474

## 3 居宅介護支援の内容

### (1) 居宅サービス計画の作成

介護支援専門員は、利用者宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、介護保険法に基づく居宅サービス計画を作成し、交付・説明をします。

### (2) サービス事業者等との連絡調整

当該地域における居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及び居宅サービス事業に関し、利用者の同意を得たうえで、サービス事業者等との連絡調整を行います。

### (3) 居宅サービス計画の実施状況把握

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡

調整その他便宜の提供を行います。

#### (4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画を効果的かつ実現可能な質の高いものとするため、居宅サービス事業者等の担当者からなるサービス担当者会議を開催し、担当者から意見を求めます。

#### (5) サービス提供方法等の説明等

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等についてわかりやすく説明いたします。

### 4 利用料金

#### (1) 利用料

~~要介護または要支援者~~として認定された方は、介護保険で全額給付されるので、自己負担はありません。

\* 保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、契約書に記載の料金をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を、後日目黒区の担当窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。

#### (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

### 5 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。事業所の職員がお伺いします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

##### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出があれば、いつでも解約できます。

##### ② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1か月前までに文書で通知するとともにこの地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

##### ③ 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者がかつ介護保険施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護に入所および小規模多機能型居宅介護を利用した場合

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、介護保険の非該当と認定された場合
- ・利用者の要介護認定区分が、要支援1、要支援2と認定された場合
- ・利用者が亡くなられた場合又は被保険者資格を喪失されたとき

#### ④ その他

利用者やご家族の方などが事業所や事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

## 6 事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業運営の基本方針

事業の運営にあたっては、公平なサービスを心掛けると共に、個々の利用者の立場や諸条件を可能な限り配慮し、サービスの受け手が満足感を味わえるよう努めます。

また、人権尊重の立場からプライバシーの保護には万全を期します。

### (2) 居宅介護支援の実施概要

事業所は、居宅介護サービス計画の作成依頼を受けた時は、利用者宅に調査のため訪問し、ケアプラン作成のためにMDS-HC方式によるアセスメントを行います。

アセスメントによって利用者のニーズを包括的に把握し、課題の分析を行い、利用者に合ったケアプランを作成し、利用者に十分な説明を行い同意を得ます。

### (3) サービス利用のためのポイント

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい
課題把握の方法		MDS-HC方式による
研修の実施	有	採用時研修及び年に2回以上の職場研修等
マニュアルの種類	有	MDS-HC2.0 在宅ケアアセスメントマニュアルを使用
使用する契約書	有	東京都作成モデル契約書準拠

## 7 サービスに関する苦情

### ① 事業所の相談・苦情担当

担当 目黒区立東山在宅介護支援センター 電話 3791-8474

### ② その他

目黒区健康福祉部高齢福祉課施設事業係 電話 5722-9843

## 8 事業所の概要

目黒区立東山在宅介護支援センターは、平成12年4月1日に開設し、介護に関する身近な相談窓口として多くの方からご相談いただき、各種保健福祉サービスに

ついでの情報提供やサービス申請手続きの代行および介護用品の紹介等を行っております。

運営は、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団に委託しています。

なお、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団は、平成元年10月に目黒区が基本財産500万円を出資して設立し、在宅介護支援センターの他に特別養護老人ホームや高齢者在宅サービスセンター等、目黒区が設置した社会福祉施設を運営しています。

## 9 その他

### (1) 担当窓口の連携

#### ① サービス提供前の受給資格の確認

被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定または要支援認定の有無及び要介護認定等の有効期間などが確かめられない場合には、担当窓口を確認します。

#### ② 居宅サービス計画の作成等

居宅サービス計画の作成にあたっては、要介護認定及びサービス利用等に関し、密に連携を取るよう努めます。

### (2) 他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携

#### ① サービス提供困難時の対応

利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難な場合には、目黒区内などの他の居宅介護支援事業者を紹介します。

#### ② 指定居宅サービス事業者との連携

目黒区を対象としている居宅サービス事業者とは常に連携を取り、サービス提供状況、サービス提供可能体制等を確認しておきます。

上記重要事項について、説明を受けました。

事業者名 目黒区 (東京都 1371000702 号)

住 所 東京都目黒区上目黒2-19-15

代表者名 理事長 佐藤良春

(受託者)

社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団

目黒区立東山在宅介護支援センター

所 長 坂本勝則 印

説明者氏名

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

利用者氏名

印 ( 代理人氏名

印 )